

(課程および学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、学級編成、学生定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	理学療法学科	3年	40名	120名
社会福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	80名

学生の在学年数は修業年限の2倍に相当する年数を超えることができない。

(入学志願者の資格)

第12条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第90条第1項に規定する者
- (2) 学校教育法施行規則第150条に規定する者

(入学時期)

第13条 入学期は、毎年4月とする。

(出願手続き)

第14条 入学を希望する者は次の各号にかかげる書類に入学検定料を添えて所定期日までに校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(本校所定用紙) 1通
- (2) 調査書 1通
  - a 高等学校を卒業(見込み)の者は、高等学校長が証印している調査書(開封無効)
  - b 高校卒業程度認定試験に合格した者は、その合格証明書
- (3) 卒業証明書 1通(出身高等学校長が発行したもの(既卒者のみ))
- (4) 推薦書(本校所定用紙) 1通(推薦入学受験者のみ)
- (5) 写真(カラー上半身脱帽 3×4cm判) 2枚(出願前3ヵ月以内のもの)

(入学試験および入学許可)

第15条 第14条の出願手続きのうえ、学科試験および面接試験等に合格した者は、別表2に定める入学金を納入し、入学手続きを終了した者に校長は入学を許可する。

(入学手続の提出書類)

第16条 入学手続を行う者は、指定期日迄に保証人1名が連署した誓約書を提出しなければならない。なお、保証人は独立した生計を営む者でなければならない。

(入学許可の取り消し)

第17条 入学を許可された者が、第16条の書類を提出しない場合、又本校の学生としての本分に反する行為があった場合、校長は入学を取り消すことがある。